

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(前文)</p> <p>私たちのまち柴田町は、蔵王連峰を遥(はるか)に仰ぎ、豊かな水をたたえた阿武隈川と白石川が流れる美しい自然が息づいた地です。船岡城址公園の桜と白石川堤の一目千本桜が春を迎える私たちに至福の時を、槻木耕土を始めとする肥沃(よく)な耕地が秋の豊かな実りを与えてくれます。郷土を愛しはぐくむ活動は、古(いにしえ)から絶え間なく続き、人の縁、地域の絆(きずな)となって受け継がれ、人々の暮らしを支えてきました。</p> <p>恵まれた自然環境、築かれてきた文化や伝統、培われてきた絆(きずな)を次代に継承し、みんなが誇りの持てる住みよいまちにしていくためには、様々な課題に対して人と人が結びつき、助け合いによって、防犯・防災を始め、保健、環境、福祉、教育、産業、文化やスポーツなどの活動の輪を幾重にも広げていくことが必要です。</p> <p>私たちは、誰もがお互いを尊重し、多様な価値観を認め合うこと、まちづくりの主役である住民が、自らの役割を自覚し、住民の力、地域の力、自治の力こそがまちの宝であると理解し合うこと、住民1人1人の思いと行動をまちづくりに生かすことができれば、日本一住みよいまちになると信じます。</p> <p>住民が主体となった参加と協働によるまちづくりの実現を目指し、未来に向かって持続、発展するようとの願いを込めて、ここに柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を制定します。</p>	<p>※条例制定の背景や主旨を明らかにしたもので、具体的な取組はありません。</p>	
<p>第1章 総則</p>		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、住民自治によるまちづくりの基本を明らかにするとともに、担い手の役割及びまちづくりを進める基本的事項を定めることにより、生き生きとした住みよいまちの実現を図ることを目的とします。</p>	<p>※条例制定の背景や主旨を明らかにしたもので、具体的な取組はありません。</p>	
<p>(位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、まちづくりの基本となる事項を定めるものであり、町は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例を最大限尊重するものとします。</p>	<p>※条例制定の背景や主旨を明らかにしたもので、具体的な取組はありません。</p>	

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 住民 町内に住む個人、町内で働き、又は学ぶ個人及び第4号に規定する住民活動団体に活動する個人をいいます。</p> <p>(2) 事業者 町内で事業を営むものをいいます。</p> <p>(3) 地域コミュニティ 区会、町内会、自治会等、一定の地域を基盤とする暮らしにかかわる集団をいいます。</p> <p>(4) 住民活動団体 保健、環境、福祉、教育、産業、文化及びスポーツの活動団体、ボランティア活動団体等、同じ目的を持って町内で活動する団体をいいます。</p> <p>(5) 行政機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(6) 協働 住民、事業者、地域コミュニティ、住民活動団体、議会及び行政機関が、効果的に課題を解決したり、より良い地域又はまちを創造するため、お互いに足りないところを補い、それぞれの特徴を生かし、協力することをいいます。</p>	<p>※条例における用語の定義を規定したもので、具体的な取組はありません。</p>	
<h2>第2章 まちづくりの基本理念</h2>		
<p>(基本理念) 第4条 まちづくりの基本理念は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 住民が安全に、安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(2) 住民の1人1人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が活かされるまちづくり</p> <p>(3) 先人が築いてきた文化、伝統等を大切にし、地域の個性を生かしたまちづくり</p> <p>(4) 多様な団体及び個人が交流し、又は連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくり</p> <p>(5) 住民であることの誇り及びまちの良さを子どもたちに引き継ぐまちづくり</p>	<p>※住民自治によるまちづくりを確立するにあたり基本的な考え方を規定したもので、具体的な取組はありません。</p>	
<h2>第3章 まちづくりの考え方</h2>		
<h3>第1節 参加及び協働によるまちづくり</h3>		
<p>(まちづくりの基本) 第5条 まちづくりは、情報共有に支えられ、参加及び協働により進めることを基本とします。</p> <p>2 前項の参加及び協働は、情報共有、話合いの積重ね等により合意を得られるよう進めます。</p>	<p>※具体的な取組は各章に記載しています、</p>	

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(まちづくりの主役及び担い手) 第6条 まちづくりの主役は、住民です。 2 まちづくりは、住民、地域コミュニティ、住民活動団体、事業者、議会及び行政機関(以下「担い手」といいます。)が担います。</p>	<p>※具体的な取組は各章に記載しています、</p>	
<p>(参加によるまちづくり) 第7条 担い手は、まちづくりの参加の輪を広げるため、誰もが自由に参加できる環境づくりに努めるものとします。 2 担い手は、参加の意欲を高めるため、楽しさ、達成感等が感じられるまちづくりを進めるよう努めるものとします。</p>		
<p>(協働によるまちづくり) 第8条 担い手は、それぞれ単独では解決が難しい課題の解決又は関心のあるテーマの実現のため、協働によるまちづくりを進めるよう努めるものとします。</p>		
<p>(町外との交流及び連携によるまちづくり) 第9条 担い手は、町外の団体、機関等との交流及び連携を促進し、まちづくりを進めるよう努めるものとします。</p>		
<p>(まちづくりを支える情報共有) 第10条 担い手は、まちづくりの情報を提供し合い、情報共有に努めるものとします。 2 議会及び行政機関は、保有する情報を公開するとともに、積極的にまちづくりの活動内容を住民、地域コミュニティ、住民活動団体及び事業者(以下「住民等」といいます。)に分かりやすく伝えるものとします。 3 地域コミュニティ、議会及び行政機関は、それぞれ内部で情報共有に努めるものとします。</p>		

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
第2節 担い手の役割		
<p>(住民の役割)</p> <p>第11条 住民は、1人1人の知恵、意欲、行動等がまちづくりにおいて重要であることを自覚するよう努めるものとします。</p> <p>2 住民は、1人1人の思い及び考えをお互いに認め合うよう努めるものとします。</p> <p>3 住民は、人と人とのつながり及びお互いの助け合いが重要であることを理解し、行動するよう努めるものとします。</p>	住民等の役割について謳っています。	
<p>(地域コミュニティの役割)</p> <p>第12条 地域コミュニティは、最も重要な自治活動の基盤であり、生き生きとした個性ある地域をつくるために活動するよう努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、多様な活動を通じて人と人とのつながりをはぐくみ、地域を守り支えるよう努めるものとします。</p> <p>3 地域コミュニティは、地域の暮らしの中で先人が築いてきた文化、伝統等を生かしはぐくみながら、次代に引き継ぐよう努めるものとします。</p>		
<p>(住民活動団体の役割)</p> <p>第13条 住民活動団体は、まちづくりを進める上で大きな力となることを理解し、独自の視点、専門性等をもって、まちづくりを推進するよう努めるものとします。</p>		
<p>(事業者の役割)</p> <p>第14条 事業者は、まちづくりを進める上で大きな力となることを理解し、事業者が持つ専門性等を生かしてまちづくりに参加するよう努めるものとします。</p>		

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(議会及び議員の役割)</p> <p>第15条 議会は、町の議事機関であり、住民等の意思が町政に反映されるようにするとともに、町の行政運営が適正に行われるよう監視するものとします。</p> <p>2 議会は、政策を立案し、提言内容を充実するため、調査研究等の活動に努めるものとします。</p> <p>3 議会は、議会活動について、住民等及び行政機関が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。</p> <p>4 議会は、議会が住民等に身近な存在になるように、開かれた環境づくりを進めるものとします。</p> <p>5 議員は、住民等とともにまちづくりを行うよう心掛け、住民等との信頼関係を深めるとともに、自ら実践して得たものを議会活動に生かすよう努めるものとします。</p> <p>6 議員は、情報の収集及び分析を行い、制度、政策等を提案するよう努めるものとします。</p>	<p>柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を遵守し、町民と協働し、真の地方自治を実現するために柴田町議会基本条例を平成25年4月1日から施行しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研究会や講座の実施及び参加 ・議会だよりの発行（年4回） ・定例会議及び臨時会議の公開（傍聴）、Youtubeによる配信 ・議会懇談会を町内3カ所で開催 ・柴田高校生と懇談会を実施 <p>早稲田大学マニフェスト研究所による議会改革度調査2018ランキングで、柴田町が47位に入り、東北の町議会では最上位にランキングされています。</p>	
<p>(行政機関、町長及び職員の役割)</p> <p>第16条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深め、共にまちづくりを行うものとします。</p> <p>2 町長は、住民等によるまちづくりを支援するものとします。</p> <p>3 町長は、行政運営について、住民等及び議会が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。</p> <p>4 町長は、この条例の目的に沿った行政運営を行うため、その体制を整えるものとします。</p> <p>5 町長は、職員が力を発揮しやすく、意欲を持って職務に取り組むことのできる環境づくりを進めるものとします。</p> <p>6 職員は、職務を効果的に行うため、能力の向上及び自己啓発に努めるものとします。</p> <p>7 職員は、住民等とともにまちづくりを行うよう心掛け、住民等との信頼関係を深めるとともに、自ら実践して得たものをまちづくりに生かすよう努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等によるまちづくりの支援に関しては第23条及び第30条などで詳細説明 ・各種広報紙（広報しばた、お知らせ版）の発行、町ホームページ及びfacebookの運営 ・柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会を設置 ・まちづくり推進センターの設置 ・職員への自主研修制度の充実 	